

役員退職慰労金支給規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人集団給食協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の役員退職慰労金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(役員退職慰労金の支給及び額)

第2条 役員が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に在職期間1ヶ月につき、その者の退職時における報酬の月額に100分の10を乗じて得た額を役員退職慰労金として支給する。

(在職期間の計算)

第3条 役員退職慰労金算定の基礎となる在職期間の計算は、協会の役員として引続いた期間とする。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、選任の日から起算して暦に従い月数によって計算し、1ヶ月に満たない端数が生じた場合は切り上げる。
- 3 役員の任期満了の日の翌日に再び同一の役職に選任された場合は、その者の役員退職慰労金の支給上は引き継ぎ在職したものとみなす。
- 4 役員が任期満了の日以前に役職を異にする役員に選任された場合は、その者の退職慰労金の支給上は、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

(役員退職慰労金の支給方法及び受給者)

第4条 役員退職慰労金は、法令によってその役員退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡した時は、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条及び第4条に規定する遺族の範囲及び役員退職慰労金を受ける順位は、理事会において別に定める。

(改正)

第6条 この規約の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記に日から施行する。
- 2 本規約は令和4年5月26日より一部改正により施行する。